

平成 21 年 第 1 回臨時会

# 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 21 年 8 月 4 日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会



# 平成21年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

## 目 次

### ○招集告示

#### 第 1 号 (8月4日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○議会事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○広域連合長あいさつ	4
○議席の指定	5
○議長の選挙	5
○議長就任のあいさつ	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○議会運営委員会委員の選任について	8
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○監査委員就任のあいさつ	13
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	52

○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○閉会の宣告	6 3
○会議録署名	6 6
○議案等議決結果	6 7

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第6号

平成21年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年7月17日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 藤 代 孝 七

記

1 日 時 平成21年8月4日(火) 午後1時30分から

2 場 所 オークラ千葉ホテル 3F エリーゼ

(千葉市中央区中央港1-13-3)

3 付議事件

(1) 議長の選挙について

(2) 議会運営委員会委員の選任について

(3) 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

(4) 専決処分の承認を求めることについて

(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

(5) 専決処分の承認を求めることについて

(平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号))

(6) 専決処分の承認を求めることについて

(平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第3号))

(7) 専決処分の承認を求めることについて

(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

(8) 専決処分の承認を求めることについて

(千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

(9) 専決処分の承認を求めることについて

(千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例)

- (10) 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号))
- (11) 専決処分の承認を求めることについて  
(平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号))
- (12) 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- (13) 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

平成21年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

議 事 日 程

平成21年8月4日午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 議長の選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名について
- 日程第 4 会期の決定について
- 日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例)
- 日程第 8 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第3号))
- 日程第 9 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算  
(第3号))
- 日程第10 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例)
- 日程第11 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の  
一部を改正する条例)
- 日程第12 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて  
(千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基  
金条例の一部を改正する条例)
- 日程第13 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて

(平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
(第1号))

日程第14 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて

(平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算  
(第1号))

日程第15 議案第10号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第11号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

---

会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(55名)

1番	小  小	なぎ	てる	のぶ	君	2番	いし	げ	けん	じ	君
		椰	輝	信			石	毛	健	治	
3番	みや	た	かつ	み	君	4番	たか	ぎ		あきら	君
	宮	田	み				高	木		明	
5番	もと	はし	りょう	いち	君	6番	おぎ	の	かず	お	君
	本	橋	亮	一			荻	野	一	男	
7番	すえ	まつ	ひろ	と	君	8番	お	くら	たえ	こ	君
	末	松	裕	人			小	倉	妙	子	
9番	つね	いづみ	けん	いち	君	10番	い	とう	はる	き	君
	常	泉	健	一			伊	藤	春	樹	
11番	く	どう	けい	こ	君	12番	いし	わた	てつ	お	君
	工	藤	啓	子			石	渡	徹	男	
13番	しば	た	てつ	や	君	14番	あさ	かわ	くに	お	君
	柴	田	徹	也			浅	川	邦	雄	
15番	え	はら	ひさ	え	君	16番	いた	ばし		はじめ	君
	海	老	久	恵			板	橋		甫	
17番	みや	はら	ひで	ゆき	君	18番	い	とう		みのる	君
	宮	原	秀	行			伊	藤		實	
19番	こ	ばやし	え	み	こ	20番	あお	き	ひろ	しげ	君
	小	林	恵	美	子		青	木	宏	榮	
21番	わた	なべ	たか	とし	君	22番	こ	いづみ		いわお	君
	渡	邊	隆	俊			小	泉		巖	
23番	しの	もり	まさ	のり	君	24番	すず	き	とし	お	君
	篠	森	政	則			鈴	木	敏	雄	
25番	おか	もと	よし	のり	君	26番	たか	はし	きぬ	こ	君
	岡	本	善	徳			高	橋	絹	子	
27番	とお	やま		おさむ	君	28番	やま	もと	くに	お	君
	遠	山		修			山	本	邦	男	
29番	かな	まる	かず	ふみ	君	30番	や	しま		みのる	君
	金	丸	和	史			谷	嶋		稔	
31番	え	はら	とし	かつ	君	32番	あお	き	まさ	たか	君
	江	原	利	勝			青	木	正	孝	

33番	かわぐち	あき	かず	君	34番	しんもと	たけ	お	夫	君
	川口	明	和			眞本	文	夫		
35番	しし	くら	ひろ	君	36番	すぎ	やま	とし	ゆき	君
	宍倉	弘	康			杉山	敏	行		
37番	もり	もと	かず	君	38番	お	がわ	いさむ	勇	君
	森本	一	美			小川		勇		
39番	やま	した	かね	君	40番	おか	だ	しょう	いち	君
	山	下	兼			岡田	正	市		
41番	わた	なべ	とおる	君	42番	ど	い	せい	じ	君
	渡邊		徹			土井	清	司		
43番	みの	わ	せい	君	44番	うち	やま	きよし	清	君
	箕輪	誠	一			内山		清		
46番	はぎ	わら	ひろ	君	47番	かわ	しま	ふ	じこ	君
	萩原	弘	幸			川島	富士	子		
48番	なか	むら	しんいちろう	君	49番	とう	じょう	かつ	あき	君
	中村	新一郎				東條	勝	昭		
50番	た	じま	ひろ	君	51番	いた	くら	まさ	みち	君
	田島	弘	雄			板倉	正	道		
52番	よし	はら	しげる	君	53番	いわ	さき	しげ	よし	君
	吉原		成			岩崎	重	良		
54番	の	なか	ま	君	55番	あら	い	あきら	明	君
	野中	眞	弓			新井		明		
56番	かね	き	いく	君						
	金木	郁	男							

欠席議員（1名）

45番	お	だか	ひで	あき	君
	小高	英	明		

説明のため出席した者

広域連合長	藤代孝七君	副広域連合長	田嶋隆威君
局長	宇佐美誠君	局次長	須田展司君
総務課長	江口洋君	総務課主幹	斉藤博君
総務課長補佐	飯高悦栄君	資格保険料課長	河崎啓二君
資格保険料課長補佐	伊藤勝之君	給付管理課長	廣瀬清美君
給付管理課長補佐	鈴木幸一君		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	大森康正	書記	渡辺暢
書記	石田綾子	書記	佐藤麻奈美

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○副議長（小川 勇君） ただいまの出席議員数は55名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○副議長（小川 勇君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりでありますので、ご了承願います。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長、副広域連合長及び局長ほか、事務局職員の出席を求めていますので、ご了承願います。

なお、本日の事務局出席者については、座席表を席上に配付させていただいておりますので、ご参照ください。

以上、報告いたします。

---

◎広域連合長あいさつ

○副議長（小川 勇君） この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 本日ここに千葉県後期高齢者医療広域連合議会を開会されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび平成21年第1回臨時会を急遽招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公務ご多忙の中ご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

私は、平成19年1月1日に発足いたしました千葉県後期高齢者医療広域連合の初代広域連合長として選出され、その任に当たってまいりましたが、本年7月18日付で、広域連合規約に基づき、広域連合長としての任期が満了となりました。そのため7月14日に広域連合長選挙が実施されましたが、県内市町村長の多数のご支持をいただき、再任され、引き続き広域連合長の重責を担うことになりました。

2期目に当たりましても、制度の円滑な施行のため、専心努力いたす所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会に提出させていただいた議案は、人事案件のほか、専決処分の報告及び承認、条例案等がございます。これらの案件につきましては、別途ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決、またご承認賜りますようお願い申し上げ、あいさついたします。

---

#### ◎議席の指定

○副議長（小川 勇君） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに当選された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、配付しております議席表のとおり指定いたします。

---

#### ◎議長の選挙

○副議長（小川 勇君） 日程第2、中島議長の辞職により、これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（小川 勇君） ただいまの出席議員数は55人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（小川 勇君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小川 勇君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（小川 勇君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔議会事務局長 氏名点呼、投票〕

○副議長（小川 勇君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小川 勇君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（小川 勇君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に板倉正道議員、吉原 成議員及び岩崎重良議員を指名いたします。

よって、ただいま指名いたしました3名の方に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（小川 勇君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数55票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、

有効投票 54票

無効投票 1票

有効投票中、

岡本善徳議員 44票

小柳輝信議員 4票

萩原弘幸議員 5票

高木 明議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は14票であります。よって、岡本善徳議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました岡本善徳議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

---

### ◎議長就任のあいさつ

○副議長（小川 勇君） ここで、当選されました岡本善徳議員のごあいさつをお願いします。

岡本善徳議員。

〔25番 岡本善徳君 登壇〕

○25番（岡本善徳君） ただいま選任いただきました岡本善徳でございます。議長就任に際しまして、一言ごあいさつ申し上げます。

県内56市町村から成る広域連合議会の議長という名誉ある要職にご推挙いただきまして、まことにありがとうございます。

今、私は、その要職の責任の重さを痛感しているところでございます。今後、公平かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員の皆様方の深いご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、議長就任のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いたします。（拍手）

○副議長（小川 勇君） 岡本善徳議長、議長席にお着きください。

〔副議長退席 議長、議長席へ着席〕

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（岡本善徳君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、板橋 甫議員、宮

原秀行議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（岡本善徳君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

お諮りいたします。

本臨時会を本日1日間とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（岡本善徳君） 起立多数であります。

よって、今期臨時会を本日1日間とすることは可決されました。

---

### ◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（岡本善徳君） 日程第5……

[「議長、すみません、ちょっと質問していいですか」「終わったよ」と呼ぶ者あり]

○議長（岡本善徳君） 終わりましたので、次、進めさせていただきます。

日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、私より、宮原秀行議員、高木 明議員、小倉妙子議員、工藤啓子議員、渡邊 徹議員、柴田徹也議員、宍倉弘康議員、中村新一郎議員、杉山敏行議員、篠森政則議員、渡邊隆俊議員の11名を指名いたします。

委員の選任が終わりましたので、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

議会運営委員会委員は、議員控室にお集まりください。よろしく申し上げます。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時13分

○議長（岡本善徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました議会運営委員会において、委員長に高木 明議員、副委員長に篠森政則議員が選出されましたので、ご報告いたします。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岡本善徳君） 日程第6、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岡田正市議員の退席を求めます。

〔40番 岡田正市君 退場〕

○議長（岡本善徳君） 提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

本案は、広域連合議会議員のうちから選任する監査委員について、前任の秋葉委員の辞職に伴い選任するもので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会のご同意をお願いするものでございます。

ここにご提案申し上げます岡田正市氏は、平成12年に栄町議会議員に就任し、現在では栄町議会議長としてご活躍されており、学識、経験とも大変豊かな方と存じております。何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（岡本善徳君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 46番、芝山町の萩原でございます。

最初に申し添えておきますけれども、先ほどの議長選挙の結果について、小川副議長からオギワラということで報告がありましたけれども、正式には萩原弘幸でございますから、申し添えておきたいと思えます。

それでは、議案第1号 監査委員の選任について質問をさせていただくわけですが、先般の全員協議会の中で、町村議会議長が推薦した者という、たしか説明であったかと思うんですね。とすると、町村議長会と広域連合議会との関係について、まずお伺いをいたします。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 町村議会議長会と広域連合議会との関係でございますが、広域連合の議会議員の中から選任される監査委員につきましては、議会の申し合わせ事項によりまして、市議会議長会及び町村議長会から交互に推薦をお願いいただくという形になっております。そのような関係でございます。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 議会は執行機関に対しての監視権を持っており、その延長として監査委員制度があるわけでございます。本来であれば、議会から選出される監査委員については、議会で十分協議をし、人選をする、これが私、常道じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 議会で十分協議していただいた結果が、先ほど申し上げました議会の申し合わせ事項にあらわれておるといふふうに、私どもとしては心得ておるところでございます。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 若干、私と認識が違うわけですが、今、行財政の無駄をなくして、住民の福祉向上に努めるかが、大きな政治的なテーマとなっております。特にこの後期高齢者医療制度は、75歳で線引きするという世界でも例を見ない医療制度であります。県民あるいは被保険者の不満のもとでの行財政運営であります。その視点から、

監査が求められていると思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 議会議員さんの中から選任させていただきます監査委員さんにつきましても、地方自治法に決められた職責にのっとりご監査をいただくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

内山 清議員。

○44番（内山 清君） 萩原議員の質疑と若干重複する部分もあると思いますけれども、この選任の方法について改めてお聞きをしたいと思いますけれども、申し合わせ事項に基づいて、市議会議長会及び町村議会議長会から交互に推薦をお願いするというふうに分けられています。けれども、この申し合わせ事項そのものにも、やっぱり見直しする時期が来ているのではないかと。これは先ほど行われました議長選挙についても同じことが言えるわけです。なぜ56市町村から選ばれた議員の手によって議長や副議長が選出されないのか。それと合わせて、監査委員についても同じことが言えるわけです。既に、うわさによりますと、議長会のほうでも、これは議長会が推薦するのはおかしいのではないかとという話も出ているやに聞いています。

この点については、本来ですと、議長に、議会運営委員会を通じてこのことを明らかにしてほしいという要望をしておきたいと思いますが。

○議長（岡本善徳君） 質疑ですので……

○44番（内山 清君） 連合長としての見解を、この点について、もし質疑としてお答えいただけるのであれば、お願いをしたいと思います。

それで、質疑の内容ですけれども、今回の場合は町村議長会の推薦というふうに理解をしていいのか。だとするならば、そこでどういう経過で、どういう方法で人選されたのか、報告をお受けになっているのかどうか。その点をお答えください。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） ご答弁いたします。

1点目の、申し合わせ事項についての執行部としての考え方というようなご質問かと思いますが、それにつきましては私どもがお話をする立場にはないということでございまして、議会のほうでお決めになる形であるというふうに考えております。

2点目の人選の経過ということでございますが、私どものほうから町村議長のほうにご訪問し、ご推薦をお願いした結果として、この岡田正市氏をご推薦するという形でお話を受けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 内山 清議員。

○44番（内山 清君） 私が質疑をしたいのは、どういう経過があったのか、議長のほうから報告はあったのか、なかったのか。あったとすれば、どういう方法で、例えば電話による方法なのか、そういうものが報告されているのか。

〔「いらないでしょうよ」「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○44番（内山 清君） ぜひその点は、改めて議会の本来のあり方、ここに立ち返るべきであることを私は主張したいと思います。

○議長（岡本善徳君） 答弁できますか。答弁はないと思いますが。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 議事進行ですか。

宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） ただいまの質疑に対して議事の進行をお願いしたいと思います。質疑の内容は、申し合わせ事項に基づいて議会のこの監査委員を選出するのは、先議会において、私はその議会に出ておりますが、議員の手によって決められているわけです。そして、その議員の手によって決められた申し合わせ事項に基づいて、事務局から市議会議長会にお願いをしている経緯がありますね。

ですから、その中身については、この人を推薦するというので、ここに今、議案に出ておりますものですから、この方が監査として適任かどうかという審議を今すべき時間でありまして、議長におかれては、その辺きちっと精査をして、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（岡本善徳君） ただいまの議事進行につきまして、議長より申し上げます。

宮田議員のおっしゃるとおり、選出方法ではなくて、選ばれた方についての質疑ということでお願いしたいと思いますので、ご了解願います。

今先ほどの部分については答弁はなかなかできないと思いますので、答弁は結構だと思えます。

3回目ということで、質疑があればお願いいたします。よろしいですか。

内山議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります

これをもって質疑を終わらせていただきます。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岡本善徳君） 起立全員であります。

よって、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

岡田正市議員の入場を認めます。

〔40番 岡田正市君 入場〕

---

#### ◎監査委員就任のあいさつ

○議長（岡本善徳君） ここで、監査委員に選任されました岡田正市議員が議場におられますので、ご紹介申し上げ、ごあいさつをいただきたいと思えます。

〔40番 岡田正市君 登壇〕

○40番（岡田正市君） 豊富な行政経験をお持ちの広域連合議員の皆様が数多くおられる中で、監査委員のご指名をいただきました岡田正市でございます。

このたび監査委員の就任に当たりまして、その責任の重さを痛感しておるところでございます。識見監査委員に選任されておられます森嶋さんとともに、地方自治における監査の必要性和重要性を深く認識し、微力ではございますが、誠実かつ公正な立場から監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じております。

議員各位におかれましては格別のご協力とご理解をいただきますようお願い申し上げ、監査委員就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岡本善徳君） 日程第7、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第2号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。

本案については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしておりますので、同条第3項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものであります。

なお、この議案第2号から第9号までは、同様に専決処分のご承認をお願いするものとなっております。

本条例は、県議会において2月26日に可決された職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じた条例であり、4月1日に施行する必要がございましたが、県議会の後、施行までの間、市町村議会の会期と重なってしまったため、広域連合の議会を開催するいとまがなく、3月16日、専決処分とさせていただきました。

改正内容は、広域連合の一般職職員の給与について、県に準じて、地域手当の支給割合を100分の7に改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（岡本善徳君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 議席11番、工藤啓子です。

議案第2号なんですけれども、質問したいと思っていたことが、実は先ほどの議運で訂正がありまして、でもちょっと関連することなので一応質問します。

専決処分の時期に関連してなんですけれども、この県の人事委員会勧告というのは一昨年の10月に出ているんですね。地域手当の支給の割合について、それに準じた形で出てきたとは思いますが、今年度の予算書を見たら、2月の定例会で、7%というふうに書かれてあったんですね。それで、予算書でもう既に7%というふうになっているのにもかかわらず、なぜここで専決をするんだという、その整合性がないじゃないかという点で今回質問しようと思いました。

でも、先ほど議運の中で、間違いでしたというふうに話があったんですね。こういうことをされると非常に困るんですけれども、ただ、じゃ、この7%というふうに誤って記載しちゃいましたということなんですけど、6%で実際には積算しているということですので、その差額というのは一体どの程度になるのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、2点目なんですけれども、県の人事委員会勧告の内容に関してなんですけれども、これはたしか平成21年度は段階的に改定をして、22年4月に7%にという内容だったように思います。これは各自治体でも同じような条例改正が出ているので間違いはないと思うんですけれども、例えば私は佐倉市なんですけれども、佐倉市は今まで8%だったのを今年度7.5%、22年4月には7%にという、そういう方向になる形なんですけれども、こんなふうに各自治体によって支給の割合というのは違うんですけれども、広域連合の職員の給与条例というのは、各自治体から派遣している自治体職員とどういう関係になっているのか、その支給割合の違いですね、そこについて、その差額をどうしているのかということについて、2点目の質問にしたいと思っております。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

まず、1点目でございます。

6%と7%の差額の1%分、どの程度になるのかというご質問だと思いますが、広域連合の条例を適用しまして手当を支給している職員につきましては、22名おるわけでございます。それにつきまして、差額につきまして、1%分については、概算ではございますが、約90万円というふうにご考えておるところでございます。

それから、2点目でございます。

県の人勧でございますが、県の人勧、確かにご質問にありますように、22年度に地域手当につきましては完成させるということで、22年度には7%一律になる予定でございますが、21年度につきましては、経過措置としまして、千葉市ほか22市町村につきましては7%という形になっておるところでございます。

それから、広域連合の職員に対する給与条例の適用の仕方というふうなお話かと思いますが、広域連合の派遣職員につきましては、41名、全体でおるわけでございます。広域連合の給与条例と各派遣元の市町村の同条例の間で、地域手当等の条件が異なることがございます。そのことから、派遣の際に各市町村と派遣協定を結びまして、派遣される職員にどちらの条例を適用するかを協議しておるところでございます。

先ほど41名と申し上げましたが、現在、広域連合の給与条例を適用している職員は22名でございます。残る19名の職員につきましては、派遣元の給与条例に基づきまして支給されておるところでございます。広域連合の給与条例を適用している職員につきましては、派遣元の地域手当が広域連合よりも低い、もしくは同等の団体からの派遣になっているところがございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） それでは、今回、2月のときに7%というふうに記載してしまったわけですから、支給率が、本来、6%で積算をしたわけですね。そうすると、その段階で、今の説明ですとどちらかを選ぶということですがけれども、高いほうを恐らく選ぶと思うんですね。そうすると、その基準が変わるわけですから、今の適用条例、22名というふうにおっしゃったわけですがけれども、その人数は変わるということですね。それが1点、質問したいことです。

もう1点は、差額ですね、給与の差額、これはどこがどういう形で見ているのかというところが、2点目の質問です。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 22名というのは、広域連合の給与条例を適用して支払う方の人数でございまして、先ほど90万円と申しました1%分の差額につきましては、それらの方に対するものでございます。

それから、残りの19名、市町村の派遣元の給与条例を適用される方についての差額の支払いはどうなのかというようなご趣旨かと思えますけれども、もちろん派遣を受けた職員に係る給与費の負担等につきましては、それは受けたほうの負担になるわけでございます。ですから、受けたほうの負担になりますので、19名の方、要するに派遣元の市町村から、条例を適用されて給与をいただいている方につきましても、その財源につきましては、年度末におきまして、当該市町村からのご請求によりまして、広域連合としてお支払いいたします。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） じゃ、今の説明ですと、最終的に広域連合が差額分を見ているということなんですね。そういう話、今の説明だとそうなるかなというふうに思うんです。つまり広域連合の、今、仮に7%としたら、その7%より低いところについては広域連合条例を適用し、高いところの自治体は、高いところの自治体の条例に基づいて支払うけれども、その差額分については広域連合が持っていますという話なんですね。

その根拠としては、協定を結んでいるということなんですが、じゃ、そういうふうに支払う妥当性というか、その法的根拠、協定の法的根拠、これはどこにあるんでしょうか。つまり、これは千葉県独自なんですか、それとも全国どこの広域連合もこういう形でやっているんでしょうか。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 地方自治法252条の17によりまして、職員の派遣に関する規定が決まっておるわけでございますが、その中で、先ほど申し上げましたように、派遣を受けた職員の給料等につきましては、派遣を受けた団体が負担するというふうに決まっているところでございますし、また協定、協議につきましても、政令のほうでその趣旨が定められておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） それでは、議案第2号 連合職員の給与に関する条例の一部改正についてでありますけれども、地域手当を県に準じて100分の7とし、附則の第8項を削除すると、このような提案であるわけです。

工藤議員の質問と若干重複するかと思うんですけれども、ここに2月12日提出の平成21年度の一般会計、また特別会計の予算書があります。この説明資料の中で、地域手当について、支給対象地域、これは全地域ですね、支給率が7%、100分の7、支給対象職員数が15名、そしてそれに基づく平成21年度の予算額が419万2,000円ということで、予算書があるわけです。

今もあったように、この専決処分が3月16日ですね。処分前に、既に支給率が100分の7になって、それに基づいて予算措置が講じられているということでありまして、私も長く議員活動をさせていただいておるわけですが、よく前にも後にもという言葉がありますけれども、全く前代未聞のいわば行財政運営じゃないかと思えますけれども、その辺いかがですか。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

地域手当に係ります給与条例の一部改正の前に、既に21年度当初予算に7%として措置されているのではないかとというようなご質問だと思いますが、平成21年度の当初予算における地域手当の予算措置につきましては、改正前の6%をもって計上してございまして、7%、今回の条例に関しまして、それに伴います財源措置につきましては、4月の職員の異動による人件費の影響等もございしますので、そのようなものを全体的に考えながら、今後の補正によって対応する予定でございまして。

したがって、当初予算におきましては、地域手当6%の積算のもとに計上し、議決をいただいておりますが、予算に関する説明書のうち給与費明細書につきましては、地域手当の支給率の記載に誤記がございました。本日、広域連合長より議長に対して訂正の申し出をさせていただくとともに、先ほど議会運営委員会におきましてご説明させていただいたところでございます。

ここで議長のお許しをいただきまして、当該申出書のコピーをご提出しまして、萩原議員を初め議員の皆様にご説明いたしたく存じますが、資料の提出につきましてお許しくださるようお願いいたします。

○議長（岡本善徳君） 議長より申し上げます。

申出書のコピーの配付を許可いたします。

○局長（宇佐美 誠君） では、ただいまよりお配りいたします。

〔資料配付〕

○局長（宇佐美 誠君） よろしゅうございましょうか。

○議長（岡本善徳君） よろしいですか。

では、続けてください。

○局長（宇佐美 誠君） この訂正申出書にございますように、平成21年度当初予算では、一般会計及び特別会計とも、地域手当の支給率を6%で積算したところがございますが、附属書類でございます給与費明細書で、6%と記載すべきところを誤って7%と記載してしまつたものでございます。

次のページに、その正誤表をつけてございます。上が一般会計、下が特別会計でございますが、いずれも地域手当、誤のほうにございますように、7%と書いてございます。全地域、7%と書いてございます。それが正しくは6%でございます。

議員の皆様方がご審議し、ご判断されるもととなります予算に関する説明書に誤記があったことにつきまして、深く受けとめまして、深く反省しているところでございます。今後このようなことがないよう努めてまいりますので、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） ただいま説明のございました、広域連合長から、平成21年第1回定例会において議決された議案第7号 平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び議案第8号 平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算における給与費明細書の一部に誤記があったため、訂正したい旨の申し出につきましては、議会運営委員会において了承されましたので、ご報告いたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） 今の訂正のことについては議運で諮られたということですから

ども、自治法上の会議の運営の方法とか、例えば会期不継続の原則ですとか、そういうものに対して、議運ではどういうふうに検討、審議をされたのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

また、議長におかれては、その辺の会議の決まりについてどういうふうにご見解をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（岡本善徳君） 議長といたしましては、今回、大きな誤記ということで、記載のミスがあったということは、非常に残念だなというふうに考えております。しかしながら、予算につきましては、現状、何ら問題ないというふうに確認してございますので、この場をおかりして皆様にご報告という形をとらせていただければというふうに考えております。

萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 今、訂正がありましたから、私も一応理解をさせていただくわけですが、私がお尋ねすべきところを何か宮田議員さんのほうで質問いただいたわけですが、いずれにしても、人であるわけですから、当然ミスはあるわけですから、どうですか、連合長、恐らく連合長の目が届かなかったのか、一言コメントをいただけませんか。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 萩原議員のご質問でございますけれども、確かに言われますようにこのたびの誤記があったということ、幸いにいたしまして6%のほうでやっていたということでございますから、その分は助かりましたけれども、このようなことが二度とないように厳重に命じたところでございます。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） それでは質問を続けますけれども、先ほど私申し上げたように、支給対象職員数が15名ということでありまして、先ほどの工藤議員への答弁では、職員数41名の中で、広域連合の職員給与規定を適用される方は22名という、たしかお話であったかと思うんですが、またこれも食い違いじゃないですか、いかがですか。

○議長（岡本善徳君） 答弁求めます。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

今、議員おっしゃられます15名というのは、特別会計の部分で措置いたします職員に係る人数でございます、それ以外に一般会計で措置する者が7人おりますので、合わせまして22名ということでございます。

○議長（岡本善徳君） 以上で通告による質疑を終わります。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

工藤啓子議員。

〔11番 工藤啓子君 登壇〕

○11番（工藤啓子君） 議席11番、佐倉市の工藤啓子です。

議案第2号に対して、反対の立場で討論をします。

反対の論点の1つは、専決処分の時期についてというふうに思っていました。それは先ほど言ったように、予算書に既に7%と計上されていて、そのこととの整合性がないじゃないかというふうなところだったんですけども、これについては訂正がありましたので、それはいいんですけども、ただ、今、萩原議員が指摘されたように、予算書の人数、これが23名ですよ、一般会計が8名で特別会計で15名ですから。これ、私、足し算は間違っていないと思うんですけども、23人になるんですよ。ところが、私に対する答弁は22名ということで、そういう非常に単純なところを間違われると困るなというふうに思います。それを指摘しておきます。

それから、今回の県の人事委員会勧告ですけども、これは先ほど質疑の中でも話をしましたが、22年4月に7%になるように調整しろというような内容だったはずですが、それを前倒しの改正をするということは、職員にとっては生活給の削減になるというふうに考えますので、そういう点で反対をします。

それから、差額についてなんですけれども、地方自治法上、派遣元が支払うことになっているんだという法的根拠はわかりましたが、支払い方の問題なんですね。これはちょっと自分の自治体のところで調べてみたら、先に市町村が立替え払いをしていて、後で派遣が終了した段階でまとめて雑入で入っているんですね。例えば佐倉市だと2,000万円ほど、その年度じゃなくて、次の年度にまとめて入っているということがわかりまして、こういうやり方というのは、予算の適正執行という観点から、妥当なのかというふうに思います。そういう点がおかしいということで、論点の2つ目ですね。

それから、今回、7%の条例適用がなる職員と、それから多分同じところで同じ仕事をしていらっしゃるわけですが、そういうところで、適用される職員とされない職員との間で、やはり同一労働をしているのに給与体系が違うということについても、これは不適切だろうというふうに思いますので、そういう点で議案第2号については反対いたします。

終わります。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員の討論を終わります。

引き続き討論を続けます。

宮田かつみ議員。

〔3番 宮田かつみ君 登壇〕

○3番（宮田かつみ君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてということで、地域手当について賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

まず、この地域手当あるいは公務員の給与については、人事院、そして千葉県の人事委員会等に、一部、考え方としては、ゆだねられているわけですが、マスコミ等、皆さんもご承知のように、今、危機的な経済危機にあって、大変ひどい状態にあるわけです、民間は。そして、そういう中で、公務員だけが大変裕福で優雅でというような風評が一部にあることも事実でありますね。そういうことからして、民間の一般の職員の皆さんと、そしていわゆる公務員の皆さんの給与の格差があってはならないのではないかというような考え方から、人事院あるいは千葉県の人事委員会でこういう形での勧告があった。それから、もう一つは、千葉県を一つの地域として考えたときに、この地域では何%、この地域では10%とか、そういう格差があっているのだろうかというようなことが、この議案の主な理由かなというふうに思っております。

私はいろんな資料を、今回のこの議案に対してとってみましたけれども、基本的には、千葉県の人事委員会における職員の給与に関する報告及び勧告ということで、平成22年度の制度を完成させることで、この地域手当について、県内の民間と、先ほど申し上げましたように企業の状況等を踏まえて、21年度に経過措置をすることによって、22年度にはきちっと整備をするということが、このねらいであるというふうに私は理解をしております。

そして、私たちは地域から選ばれた議員であります。公務員から、あるいは地方自治体から選ばれた議員ではないわけなんです。民間は今、大変非常に厳しい世の中で、

生活であるとか、それから子育て、大変厳しい話を、私、市川の市会議員ですけれども、陳情として受けております。宮田さん、こういう格差を何とか是正して、早く景気を回復して、我々の生活をよくしてもらいたいというようなことは、私を含めて、55市町村の議員の皆さんも、多分少くない陳情ごとを受けられているのかなというふうに思っております。

そういうことで、私は、千葉県は一つの地域ということで、千葉県みんなが幸せで、そしてだれかが困ることなく、できればみんなが幸せでありたいというようなことから、7%に、経過期間はあるとしても、平成22年度にはぜひそういう形で統一をして、もちろん上がるという方もいれば、下がる方もいる、要するに平均をとって7%にするわけですから、そういうふうに思います。

それから、専決処分についてでありますけれども、これは非常に、広域連合の議会を民主的にいつ開くかということは、56市町村の議会ですとか公務を考えると、非常に統一してタイムリーに議会を開くことが難しい。先日、全員協議会の中で、一部不規則発言も含めて意見を耳にいたしましたけれども、やはり全員が参加することによって議会が民主的に行われるということで、一部の人はいいじゃないかと。過半数以上あるいは大多数の方が参加をする議会であればいいじゃないかというふうになったときには、民主主義のルール、私は4つの権利の主張だというふうに思っておりますけれども、個人の権利、そして少数者の権利、そして不在者の権利、そういうことを踏まえて大多数の方々はどう思っているかということを考えること、そしてそれを運営することが、民主的に運営されているというふうに思いますので、私は、この専決処分を4月1日から実施するということになるわけですから、やむないというふうに思います。

そういうことで、いろいろ申し上げましたけれども、私は、個人の考え、意見としてそういうことを申し上げて、この議案第2号の専決処分については賛成の立場で討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本善徳君） 宮田かつみ議員の討論を終わります。

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（岡本善徳君） 起立多数であります。

よって、議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岡本善徳君） 日程第8、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

[広域連合長 藤代孝七君 登壇]

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第3号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページをごらんください。

本補正予算は年度内に成立させる必要がございましたが、国の交付金の内示が2月下旬となり、その後は市町村議会の会期と重なってしまったため、広域連合の議会を開催するいとまがなく、3月16日、専決処分とさせていただきました。

内容は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の追加交付により、財源内訳等を変更するもので、歳入として国からの特例交付金3億48万8,000円を受け、歳出で全額臨時特例基金に積み立てるとともに、当初、市町村負担金を充てていた経費について、当該基金から繰り入れることにより、市町村負担金を減額するものです。

説明は以上でございます。

○議長（岡本善徳君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 議席11番、工藤啓子です。

まず、1点目の質問なんですけれども、歳入のところの市町村負担金の減額補正についてなんですが、これ、減額の内容ですね。それで、20年度の事業というのは、もう執行済みですよ。なので、この減額された予算というのが一体どういう処理になったのかということをもっと聞きたいというふうに思います。

それと、②の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の内容なんですけれども、これは非常にわかりにくいというか、これだけだと何を言っているのかよくわからないんですね。低所得者の保険料軽減措置の内容と、それから費用の内訳、それから保険料の徴収激変緩和措置の継続分、これは多分、被用者保険の被扶養者の均等割と所得割分だろうとは思いますが、その内容と費用内訳、それから説明会の開催、周知広報経費、これの内容と費用内訳、それからきめ細やかな相談のための体制整備に要する経費の内容と費用内訳について、説明をしてほしいなというふうに思います。

それと、もう一つは、ここの繰り入れ、繰り出しのその入り繰りがよくわからないんですけれども、歳入で臨時特例基金繰り入れを3,378万6,000円行っています。歳出で特別会計に繰り出しを5,565万円行っているんですけれども、どうしてこういうふうな財源のやりとりをするのかということをもっとわかりやすく説明してください。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 1点目のご質問と、3点目というか、最後のご質問は関連いたしますので、それも含めまして、全体的にこの中身をご説明いたします。

今回の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、4種類ほど対象がございます。低所得者のための保険料軽減措置に係る経費、それから被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減に係る経費、それから説明会の開催及び周知広報に関する経費、きめ細やかな相談のための体制整備に関する経費でございますが、これらが最終的に、今回の補正で、国から交付されたプラス・マイナスで、3億48万8,000円ございました。

この特例交付金につきましては、一たん、広域連合の臨時特例基金条例によりまして、臨時特例基金に積み立てるように定められておりますので、一般会計でそれを歳入として3億48万8,000円を受け入れた後に、歳出として全額を基金に積み立てたところでご

ざいます。

次に、この基金から、平成20年度の事業として実施しました説明会の開催及び周知広報に関する経費の関係で、3,378万6,000円を繰り入れました。また、さらに、きめ細やかな相談のための体制整備に要する経費5,565万円を繰り入れたものでございます。ただし、このきめ細やかな相談体制の体制整備に係る経費につきましては、特別会計に繰り入れておりますので、一般会計から見ると、特別会計へのその分の繰出金の減額という形になるものでございます。

この2つの事業につきましては、市町村負担金を財源としておりましたので、基金を財源として繰り入れることによりまして、合計8,943万6,000円につきまして市町村負担金を減額したものでございます。

なお、これ以外の特例交付金につきましては、平成21年度の対象事業の財源とするものでございます。

それから、2点目でございますが、低所得者の方の保険料軽減措置につきましては、制度といたしましては、全員協議会でもご説明、若干したところのとおり、均等割の9割、8.5割、5割、2割軽減がございますし、所得割の5割軽減がございますが、この特例交付金の対象となっておりますものは、均等割の9割軽減及び所得割の5割軽減のために必要となる経費の補てん分でございます。交付額は総額で9億6,564万6,000円でございます。

それから、説明会の開催及び周知広報に関する経費でございますが、これはいろいろ制度改正が20年度に行われましたので、それを被保険者の皆様にいろいろパンフレット等で通知するための経費等でございます。

また、きめ細やかな相談を行うための体制整備でございますが、これは、この交付金を受けまして、広域連合の標準システムの市町村端末機133台の増設に関する経費でございます。具体的には、窓口処理端末機を要望のあった市町村に配置し、標準システムにつなげて稼働させるための経費でございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） よくわからないんですけども。まず低所得者の保険料の軽減と、それから保険料徴収激変緩和というのは、これは被用者保険の被扶養者のことだと思うんですけども、それは今年度の分ですよね。つまり、これ、20年度の補正になってい

るけれども、それは今年度分になるはずですね。だから、その辺のやりとりがよくわからないですね。

あと、きめ細やかな相談のための体制整備で、窓口の端末を要望のあった自治体につけましたということなので、全部の自治体ではないわけですね。そうすると、これ、市町村に戻されているわけですが、この8,900万円ほどが。その戻し方というのは、どういうふうに戻しているんですかね。要するに、端末を用意した自治体と、もう自分のところであるところとは、当然、体制整備に要する経費は違うわけですから、そういうあたりのやりとりというのがどういうふうにされているのかなということが疑問に思いました。

あと、今回、補正予算の繰り入れ、繰り出しで基金が動いていると思うんですけども、現在、基金というのは一体どのぐらいの額が残っているのかということも合わせてお願いします。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 第1点目でございますが、特例交付金につきましては、20年度で措置されて、基金に積み立てているわけでございますが、それが対象になりますのは、21年度の低所得者等に対する保険料軽減措置に対するもので、財源でございます。

それから、端末を増設した市町村としない市町村、市町村へのバックという形でございますが、これは負担金で最初は充てておったわけでございますので、市町村の負担金につきましては、均等割が10%、高齢者人口割が50%、人口割が40%という形で負担をお願いしてございますので、その比率に基づきましてお返ししたところでございます。

それから、特例基金の残高でございますが、4月1日現在で25億8,200万円ほどの残額となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 市町村に戻されたというところなんですけれども、私が聞いた趣旨は、戻すのはいいんですけれども、戻すのは悪いことじゃないんですけれども、端末を用意したところと、もともとあるところとは、当然、負担額が違うでしょうと。その戻し方が、今お話しされた均等割というふうな、要するに市町村の人口割、均等割という形でのあれに按分した形で戻していますよということなので、そこのところが、実際

に使われた額と戻された額との差がありますねというところの質問なんですね。

それともう一つは、戻し方なんですけれども、どういう形で市町村に戻したのかと。どういう細目というのか、項目で戻したのかというところについて、教えてください。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 広域連合を構成する市町村には、支所を持っていたり、持っていないなかったり、いろんな状況があるわけございまして、増設につきましては、もちろん各市町村のご要望等を踏まえつつ、広域連合として必要性の上に設置、増設したわけでございます。

それから、この財源につきましては、全額、国のほうからの交付金で充てたという形になっております。したがって、広域連合としての事業に必要なもので、一般財源と申しますか、市町村の負担金から最初、財源として充てていたものを、それを市町村からいただいた法則にのっとりまして、先ほど申し上げました1割、4割、5割という形でお返ししたものでございます。

それから、具体的に市町村へのバックの仕方ということかと思いますが、これにつきましては、一度納付していただいた市町村の負担金につきまして、そのうち8,900万円を、市町村に割り振った金額ごとに請求書を市町村のほうからいただきまして、それに基づきまして広域連合のほうから、4月に入ってからでございますけれども、お支払いしたということでございます。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

小林恵美子議員。

○19番（小林恵美子君） 前任の質疑の方と重複いたしますけれども、簡潔に行いますので、答弁のほうをよろしく願いいたします。

特例交付金の追加交付の受け入れと基金への積み立て、平成20年度活用分の取り崩しを内容とする補正となっておりますけれども、特別会計への繰り出しの減額が関係するため、基金取り崩し額が市町村負担金の減額と一致しておりませんので、交付金の対象経費と市町村負担金を充てていた経費の主な内容を詳しくご説明いただきたいと思えます。

○議長（岡本善徳君） 簡潔に答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 特別会計への繰り出しがかかわりますもので、若干ちょっと紛らわしいかと思うんですけれども、市町村にお返しいたしました8,943万6,000円につきましては、その内訳といたしましては、一般会計に基金のほうから繰り入れました3,378万6,000円、これは説明会の開催や周知広報に関する経費でございます。それと、特別会計に繰り入れました、きめ細やかな相談のための体制整備に係る経費5,565万円の合計額、この分、市町村負担金が減額されたということでございます。

それから、それぞれの事業の中身につきましては、先ほど工藤議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 小林恵美子議員。

○19番（小林恵美子君） 市町村負担金なんですけれども、この市町村負担金というお金は、保険料の引き下げの財源には使えないものなんでしょうか。その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 市町村負担金は、事業を運営するための総務的な経費等に充てるものでございますので、保険料の減額とはまた話が別のものがございます。保険料につきましては国の措置等によりまして種々軽減措置を図っておるところでございますが、その財源としてこれを充てるというわけにはまいらないところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 小林恵美子議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 46番、萩原です。

議案第3号 平成20年度一般会計補正予算（第3号）について、既に先ほど来お話がありますように、3月16日付で専決処分された事案であります。

私、質疑の通告で、市町村負担金8,943万6,000円、この減額分の会計上の処理について、どうするのかということで通告をいたしましたところ、事前に当局から、これは答

弁書というのか、回答書が文書で送られております。ちょっと確認の意味で読み上げてみたいと思うんですけれども、議案第3号にかかわるお問い合わせについてと。

1、市町村負担金8,943万6,000円についてということで、広報経費（広域連合だより）として3,378万6,000円及びきめ細やかな相談のための体制整備に要する経費5,565万円が、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の事業対象となったため、8,943万6,000円を市町村負担金から減額したものです。市町村負担金の減額分の各市町村における処理につきましては、芝山町を初めとして、広域連合への負担金（歳出）へ戻し入れにより処理していると思われまして、こういう、「処理していると思われまして」という非常にあいまいな、いわば当局のことなんですね。

今の質疑の中でも、戻し入れたということが確かであるかと思うんですけれども、私、そこで町の担当のほうに調べさせたところ、芝山町では、共通経費の一部ですね、額は31万4,907円、これを4月16日に町のほうへ戻入されているという確認がされたわけですが、56の市町村すべてこういう処理をされたのかどうか、ここをお聞きいたします。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） もちろん市町村にお返しする金額でございますので、8,943万6,000円分につきまして、先ほど申し上げたような計算方法に基づきまして、4月に各市町村にお返ししておるところでございます。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） それでは、再度伺うわけですが、先ほど小林議員からの質問で、このいわば市町村負担金、返した分については、お返しする部分について、これはやっぱり被保険者の保険料を減額するというわけにはいかないという、こういう答弁であったかと思うんですね。

いずれ、この戻し入れた金額については、恐らく各市町村の後期高齢者医療制度特別会計へ私は戻し入れられると思うんですね。とすると、市町村で、いわば共通経費分、義務経費分として負担はしたわけですが、それが戻されたということからすれば、それをいわば保険料に私は使っても問題はないじゃないかと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（岡本善徳君） 答弁求めます。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 戻された分を保険料の軽減に使っても問題ないのではないかと  
というようなお話でございますが、私どもとしては、お願いした負担金が、国の交付金が  
ついて減額になったものですから、それをお返しただけでございます、あとはそれ  
をどのようにお使いになるかは、基本的には各市町村さんのご判断だというふうに考え  
ております。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） じゃ、局長、そう答弁すれば、私からもあえて質問をしなくても  
いいわけですよ。いずれにしろ局長はこの分野ではプロですから、もう少しやっぱりわ  
かりやすく説明して、そしてやはり市町村の願いにこたえていく、それがあなたの仕事  
だと思うんですよね。わかりやすく答弁をいただきたいと思います。

そこで、あと1つ、私、通告してありますけれども、高齢者医療円滑運営臨時特例交  
付金3億48万8,000円について、これが交付となったと。じゃ、いわば財源があるわけ  
ですから、どういう用途をするのかという点でお尋ねしたところ、低所得者の保険料軽  
減措置に要する経費として1億3,026万4,000円、2点目として、保険料徴収激変緩和措  
置継続分として1億3,026万7,000円、それから先ほど来あった説明会の開催及び周知広  
報に要する経費として1億8,411万8,000円、さらに、きめ細やかな相談のための体制整  
備に要する経費として1億1,636万7,000円、これが高齢者医療制度円滑運営臨時交付金  
として補助されることにより、いわば3億48万8,000円、これを増額し、基金にこれは  
恐らく積み立てると思うんですけれども、それで間違いはないのかどうか、確認の意味で  
お答えください。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 今、議員がおっしゃられましたそれぞれの4つの金額につきま  
しては、これとプラス・マイナスしまして3億48万8,000円を補正した最終的な数字で  
ございます。その意味で、間違いございません。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

内山 清議員。

○44番（内山 清君） 前の3人の質疑でほぼ私の質疑が重複しますので、通告を取り消します。

○議長（岡本善徳君） それでは、内山 清議員の質疑を終わります。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、通告順に発言を許します。

工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 3号の討論は4号と合わせてしたいと思います。というのは……

○議長（岡本善徳君） ちょっと待ってください。

○11番（工藤啓子君） 4号と連動しているので、だから通告取り消します。

○議長（岡本善徳君） 通告を取り消しますか。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岡本善徳君） 起立多数であります。

よって、議案第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岡本善徳君） 日程第9、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第4号 平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の7ページをごらんください。

本補正予算案は、議案第3号と同様、年度内に予算を成立させる必要がございましたが、国の交付金の内示後、市町村議会の会期と重なってしまったため、3月16日、専決処分させていただきました。

内容は、第3号議案と同様、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の追加交付により、一般会計からの繰入金を5,565万円減らし、同額を基金から繰り入れようとするものです。

説明は以上でございます。

○議長（岡本善徳君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 議席11番、工藤啓子です。

第4号なんですけれども、歳入のところは、特別会計に一般会計からの繰り入れの減額、それと基金の繰り入れの増ということで、財源としては、基金繰り入れについては、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金がありたという話だったので、それはわかるんですけれども、この次の歳出のところなんです、この歳出が、補正予算書の11ページと12ページですね、第3号補正予算書の特別会計の11ページと12ページに書かれているんですけれども、これがどうもよくわからないんですね。見たところ、何か数字をつじつま合わせしているような、そんな気がしないでもないんですけれども、それぞれの数字の根拠、数字というか、この金額の根拠ですね、それについて説明をお願いします。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 特別会計補正予算の補正額の財源内訳のお話でございますが、この補正につきましては、例えば一般管理費の財源といたしまして、一般会計繰入金及び臨時特例基金を充当するわけでございますが、補正額の財源内訳という欄に、当初、一般財源として、それを充当しておったところでございますが、全体的な財源内訳の記

載の整理といたしまして、特定財源の中のその他財源で充当すべきものとしたような補正でございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 例えば3,600万円のその他財源を入れて、それで一般財源から3,600万円を減額したと。まあ入り繰りはわかりました、第3号のところであつたんですけれども、この3,600万円、それから減額分の2億282万3,000円、それから1億6,682万3,000円、これの数字の意味を教えてくださいという、そういう単純な質問なんです。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） まず、3,600万円の財源の更正でございますが、広報経費関係の財源の入れ替えでございます。それから、次の2億282万3,000円でございますが、給付一般事務費経費関係の財源内訳の更正でございます。それから、最後の1億6,682万3,000円でございますが、電算事務費関係の財源の入れ替えでございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 第3号と第4号が多分連動しているんだろうと思うんですよね。それで、例えば広報経費に係る部分は、第3号だと3,378万円になっているわけですよ。それとあと、先ほどのパソコンだとか、きめ細やかなというところは5,565万円というふうになっていて、だからここの数字と連動していないんですね。要するに、最終的にはお金のつじつまというか、最終的に5,565万円の繰り出しの減と特会への繰り入れの増になっているんですけれども、内容的なところがどうもうまく数字的には連動していないんだなというふうなことがわかったんですけれども、それはどうしてでしょうか。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

歳出の財源につきましては、これは先ほど申し上げましたように、財源内訳の予算書上の位置づけというものをこのような形で入れ替えたものでございまして、財源そのも

の自体は変わっていないわけでございます。

それから、歳入のほうの繰り入れの、一般会計繰入金5,565万円の減と、その分、基金繰り入れを増やした分、これは基金繰入金を増やし、一般会計を減額して、財源を変えて、これが歳出の財源内訳にどういうふうに関係するかでございますが、一般会計繰入金も基金繰入金も、両方とも同じく、歳出の財源内訳としては特定財源のその他財源になるところでありますので、予算書上はその分の入れ替えというのはないわけでございます。そういう意味で5,565万円につきましては考えていただきまして、だから別のものという形に考えていただければよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

内山 清議員。

○44番（内山 清君） 第3号議案の中で私の聞きたいことが出てきたように思いますが、特例基金の繰入金の中で、きめ細やかな相談のための体制整備といたしまして、先ほどの答弁ですと端末のシステム133台を増設するとありましたけれども、これはすべての市町村に該当すると。先ほど工藤議員の質問にもありましたように、既に用意されたところについての先ほど回答がなかったように私は思いましたけれども、もう一度答弁して、終わりにしたいと思います。

○議長（岡本善徳君） 局長、答弁願います。

○局長（宇佐美 誠君） 端末増設と、それと負担金の減額との関係のご質問かと思えますが、先ほどご説明いたしましたように、端末の増設というのは、広域連合の全体的な標準システムの端末として、そこにそれだけ必要だということでございますので、広域連合の全体としての経費で対応するという形になるわけでございます。ですから、もちろん、さらにこれにつきましては国の交付金の全額対象になっておるところでございます。一方、負担金につきましては、先ほど申し上げましたような一般管理費とか、運用的な経費に充てるために市町村から負担をいただいておりますので、特例交付金の交付により、その分負担金が減になったわけでございますが、それにつきましては、当初いただいたルールどおりに市町村のほうにお返しするというところでございます。

○議長（岡本善徳君） 内山 清議員の質疑を終わります。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、通告順に発言を許します。

工藤啓子議員。

〔11番 工藤啓子君 登壇〕

○11番（工藤啓子君） 議席11番、工藤啓子です。

議案第3号と4号と連動しているんですね。それで、両方同じことを言うのもちょっとと思ひまして、それで第4号のところで合わせて討論というふうに思ひました。

第3号と第4号の議案というのは、平成20年度の補正予算になっているんですが、説明をお聞きすると、要するに21年度の軽減措置に係る分が国から来たということが入っていると。つまり、だから、交付金が2カ年にわたっているというところなので、これ実は第6号以降の議案とも関連してくるんですね。

それで、第3号の市町村負担金についてなんですけれども、一般会計で、きめ細やかな相談支援ということで、パソコンを買ったり、広報紙の発行とか説明会の実施をしたと。それから、費用分として、その費用は市町村の均等割等の負担金から算出していたから、減額補正をして、市町村に返金したという形なんです。ただ、同時にそれは、交付金総額中の約3億円については、これは21年度分の低所得者への均等割、所得割ですか、それから被用者保険の被扶養者への激変緩和分として追加されているので、基金の繰り入れをしたという話なんですけれども、とにかく一言で言うと非常にわかりにくい制度と予算のやりとりなんです。

それで、どうしてこんなふうにわかりにくいのかというと、この制度そのものが、もう設計段階から、高齢者の税を負担する担税力ですね、担税力以上に過度な負担を強いていて、そのことが、去年からそうですけれども、制度そのものがだめだということで、物すごい批判が上がってきて、それがひいては与党への批判になって、医師会なんかもそっぽ向いちゃったという状況があるんですけれども、はね返ってきちゃったわけですよ。それで、何とか制度維持を図って、与党の批判につながらないようにしようということで、対症療法的にこんなふうに軽減措置を乱発しているというふうに私は理解したんですね。だからわかりにくい。

私は、こんな軽減措置を後からこんなふうにわかりにくくするぐらいだったら、最初からとらないシステムにすべきだというふうに思っています。根本的に制度設計にこれはミスがある。だから、本当に今後、国民皆保険制度、これは日本が非常に世界に誇るべ

き制度だと思えるんですけども、それを維持して行って、同時に担税力ですね、税を負担する能力に応じた、そういった仕組みにしていかないと、もう後期高齢者医療制度なんていうのは、安定的な運営は絶対図れないというふうに思えます。

それで、軽減措置そのものについては、それは反対しません。だけど、こんなふうに対症療法的な改善、これはやっぱりおかしいということで、あえて反対ということです。第3号と4号について、合わせて反対をします。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員の討論を終わります。

以上で通告による討論を終わります。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岡本善徳君） 起立多数であります。

よって、議案第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岡本善徳君） 日程第10、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第5号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の9ページをごらんください。

本条例は、県議会において5月29日に可決された職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じた条例であり、6月1日までに施行する必要がございましたので、広域連合の議会を開催するいとまがなく、5月29日、専決処分とさせていただきました。

改正内容は、広域連合の一般職員の給与について、県に準じて期末手当の支給割合を100分の125に、また勤勉手当の支給割合を100分の70に改正するものであります。

説明は以上でございます。

○議長（岡本善徳君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 第2号で大体指摘しましたので、通告を取り消します。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員の質疑を終わります。

それでは、引き続き質疑を続けます。

萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 芝山町の萩原です。

議案第5号、これも専決処分の同意案件ということでもありますけれども、先ほど3番議員から、専決処分のあり方というか、定義というか、ちょっとお話しされたわけですが、長の執行権、これは当然やはり地方自治法で認められております。しかしながら、これはやはり議会があるわけですから、濫用してはならないというようなことで、たしか4つの点で規定をしております。1つは、いわば議会が開催できなかったとか、あるいは議会を開いても議決ができなかったとか、あるいは議会を招集する暇がなかったとか、たしか4点ぐらいあったわけですが、先ほど全協の中で不規則発言という表現をされたんですけれども、今回提出されたのが11議案でありましたが、その中で8議案が専決事案ということで、ちょっと私は異常な状況であるということをまず指摘させていただきます。

その上で、連合職員の期末手当、そして勤勉手当の支給割合を県に準じて改正するという提案理由でありますけれども、ここに、平成21年5月15日付の千葉県人事委員会の「平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置に関する勧告の概要」とい

う、あるわけですがけれども、その1つとして、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について、人事院勧告に準じて、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結する特例措置を講ずることとすると。そして、その特例措置については、一般行政職員については、その支給、現行2.15月を0.20月ですね、これを凍結すると。そして、凍結後については、期末手当については1.25月、そして勤勉については0.70月、合わせて1.95月と。これは支給月数ということですね。

ここで、私、人事院勧告もちょっと見てみたんですけども、いわば凍結をすると、こういう一つの表現というか、文言というか、してあるわけですがけれども、今回提出された議案については、それぞれ引き下げると、こういう改正案であるわけですがけれども、そのとらえ方について、まずお聞きをいたします。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 引き下げの規定の考え方ということでございますが、県の条例に準じた形で規定をしておるところでございます。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 県の条例はということですがけれども、県は恐らく、人事委員会の勧告は、凍結をすると。0.2月を凍結するという勧告をしてあって、それに基づいて、私は、0.2月を凍結すると、これが県の条例じゃないかと思うんですけども、再度お答えをいただきたい。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） そのとおりでございますが、県の条例の引き下げ割合等に準じまして、当広域連合も条例改正を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 何かちょっと理解がしづらい答弁であるわけですがけれども、凍結については、予算上は、いわばそのままですよね。ただ、執行しないということであるわけで、これ、仮に引き下げで条例改正して、民間の賃金動向その他を含めて、いわば景気そのものが好転の方向にきた場合に、これは凍結も解除することができるという、私はそういう認識でおるわけですがけれども、いずれにしても今のこの自民党政治のもと

では景気の好転というのは見込めないかと思うんですけれども、一たん引き下げをしておいて、仮にそういう状況が仮にもあるとするならば、今度はまたその条例改正をしていかななくてはならんんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうお考えなのか、お聞きをいたします。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 景気好転等によりまして、民間の賃金水準というものが上がって、それを踏まえまして、県の人事委員会、そして県の給与条例等が改正されてまいりますれば、私どもとしましても、それを踏まえた条例改正等の対応はとっていく考え方でございます。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員の質疑をこれで終わります。

暫時休憩いたします。10分程度といたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時10分

○議長（岡本善徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

内山 清議員。

○44番（内山 清君） それでは、端的にお伺いをしたいと思います。期末手当等の削減等によって受ける影響、平均的な支給額がどの程度減額になるのか。今、民間でも、ボーナスの大幅な削減によって、住宅ローンの支払いができない、こういう状況もある。それは公務員の中でもこういう影響が出てくるという点からも、ぜひその点を明確にお答えいただきたい。大網白里町では平均6万円という数字が出ていますけれども、広域連合ではどういう数値になるのか、お聞かせをいただきたい。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

総務課長。

○総務課長（江口 洋君） それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

期末手当の削減によって受ける影響額、平均支給額をお聞かせくださいとのご質問だと思いますけれども、今回の条例改正によりまして、広域連合の給与条例が適用される職員22名、今年度は22名になりますので、22名の期末手当等の凍結額の総額につきましては、約165万円となります。また、1人当たりの金額といたしましては、約7万5,000円となっておりますので、ご了解ください。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 内山 清議員の質疑を終わります。

引き続き質疑を続けます。

野中眞弓議員。

○54番（野中眞弓君） 内山さんと同じですので、取り下げます。

○議長（岡本善徳君） 野中眞弓議員の質疑を終わります。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

萩原弘幸議員。

[46番 萩原弘幸君 登壇]

○46番（萩原弘幸君） 46番、芝山町の萩原でございます。

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて、反対の立場から討論を行います。

質疑の中でも申し上げましたように、連合職員の期末手当、また勤勉手当を県に準じて引き下げると、こういう条例改正案でありますけれども、2006年、今からちょうど3年ほど前になるかと思いますが、小泉内閣のもとで、骨太方針2006というものが出されました。それに沿って行革関連法が成立、施行を見たわけですが、その第56条で、地方公務員の給与制度の見直しについて、こう成文化されております。地方公共団体は、地方公務員の給与について、人事委員会の機能の強化その他の措置を通じ、民間給与の水準を的確に反映されるよう努めるものとする。

これに基づいて、今年度の人事院勧告についても、特例措置の実施についてはこう勧告されているんですね。民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがうかがわれることから、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でない。可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、12月の特別給で1年分を精算すると大きな減額となることを考えると、本年6月期の特別給の支給月数について何らかの調整的措置

を講ずることが適当であると。現時点において夏季一時金の全体状況を正確に把握できないことから、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結すると。これが人事院勧告の概要、中身であります。

まさしくこのように、今回の特例措置は、いわば政策的なものであるということを私はここで述べさせていただきます。今日、大企業のリストラ、そして中小零細企業の倒産による雇用破壊が急速に進行しておる、こういう現状のもとで、年収200万円以下の労働者が労働人口の20%を占めるという異常な労働条件がございます。これを地方公務員にまで押しつけることは、地方公務員の生活権を奪うものであるということを理由に申し上げて、議案第5号については反対の立場からの討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員の討論を終わります。

引き続き討論を続けます。

野中眞弓議員。

[54番 野中眞弓君 登壇]

○54番（野中眞弓君） 54番、大多喜町の野中眞弓です。

私は、議案第5号に反対の立場から討論いたします。

本議案は、千葉県後期高齢者医療広域連合の一般職員の夏季臨時金の0.2カ月分を、県に準じて引き下げることと専決処分したことの承認であります。県に準じてということですので、まず県の人事委員会の勧告について述べますと、県の人事委員会は、昨年10月の勧告で、県職員1人当たりの平均給与は、相次ぐ人件費の削減により、民間給与よりも7,043円も下回っており、給料等の減額措置の早期解消を強く求めていた。これが昨年の10月のことです。にもかかわらず、今回、さらなる人件費の削減、県職は1人8万4,000円と言われていますが、それを進める。舌の根も乾かないうちに、職員にさらなる給与削減を押しつけるということは、承認できるものではありません。

私は大多喜町出身ですが、大多喜町では、平成15年から給料表の引き下げが始まっております。今や平均年齢42.4歳で月額2万6,475円の減額に及んでいます。こういう中で夏季一時金の0.2カ月削減は、6万8,000円にもなります。これが郡部における大方の職員給与の実態です。0.2カ月分の削減額でわかると思うのですが、郡部の給料というのは大変低くて、さらにそれを削られるということは、郡部地域全体の購買力を一層冷え込ませるものであります。

広域連合の職員は、各自治体から派遣され、そして郡部に住んでおられる方も少なくありません。その方たちの生活及び千葉での勤務は遠距離通勤の上、問題を多く抱えた新制度のもとで、日々の苦労も大変だと推察しますが、さらなる人件費削減は頑張っている職員の活力や意欲に水を差すもので、今後の高齢者医療制度の執行にも支障が出るおそれもないわけではないと思われまます。そして、社会全体の深刻な消費不況にも一層の拍車をかけることにもなりかねません。

第2点目の反対理由ですが、千葉県人事委員会のあり方の問題です。

県人事委員会は5月15日に勧告を出しましたが、これは5月1日の国の人事院勧告に単純に準じたものであり、県として独自に県内民間企業の夏季一時金の状況について全く調査していません。そもそも人事院が今回の勧告を出すに当たって調査した民間企業の数に2,700社、例年の4分の1程度の企業に郵送で調査をただけのもので、しかもそのうち夏季一時金の決着済みの企業はわずか340社にしかすぎません。そのため人事院総裁も、国会答弁で、全体を反映したかといえそうではないと、認めざるを得ないほどずさんなものでした。それでも出されてきたのが、職員の夏のボーナス0.2カ月分カットです。先ほど萩原議員がおっしゃいましたけれども、まさに政策的な勧告です。そのずさんな調査により出された勧告に、無条件に県が準じてよいものでしょうか。こういう勧告を承認するわけにはいきません。

人事委員会勧告は、公務員が労働基本権の一つであるストライキ権を制限された代償として、民間の春闘の結果を反映させるものです。県人事委員会が、十分な調査と検討をしないで、国が削減したから、財政危機だからと職員給与を削減することは、人事委員会勧告制度をそのものをみずから否定するものと言わなければなりません。他県の中には、県独自の実態調査を行い、ボーナス削減を0.175カ月に抑えている県もあります。県人事委員会は本来の任務に責任を持つよう強く求めるものです。

第3の理由は、広域連合が、職員の利益、権利に直接かかわる問題で、しかもこのように重要な問題点を抱えた課題を、全員が集まる時間がとれないという理由で専決処理したことは、議会軽視ではないかということです。全員が出席できなくても、最大数の出席が得られる日に努力すべきでした。厳しく抗議します。

夏季一時金0.2カ月カットについて、大多喜町役場の調査では、県下では3つの自治体、茂原市、白子町、睦沢町の3自治体が見送っています。こういう自治体から派遣された方たちは、派遣元の自治体との差で不利益を味合うわけですから、絶対あつてはならな

いことではないでしょうか。

後期高齢者医療連合の職員は、ほとんどが各自治体から派遣された職員で、給料面では所属自治体と広域連合の両方に組み込まれています。こういう複雑な組織だからこそ、派遣されている職員に不利益が出ないように、各自治体から選出された議員によるこの広域連合の議会での審議は不可欠ではないでしょうか。

以上、厳しく指摘して、議案第5号に反対いたします。以上です。

○議長（岡本善徳君） 野中眞弓議員の討論を終わります。

引き続き討論を続けます。

宮田かつみ議員。

〔3番 宮田かつみ君 登壇〕

○3番（宮田かつみ君） 大変厳しいご意見を賜った反対討論の後に、賛成討論をするのは非常にやりづらいわけでありますけれども、基本的には、大変大切で、50万人の県民の後期高齢者の皆さんの生活、そして安全、医療を守るための広域連合の議会のことでありますから、心を鬼にして賛成討論をさせていただきたいというふうに思います。

この議案は、職員の期末手当、勤勉手当を民間の企業の職員並みに0.2カ月下げるというものであります。それからもう1点は、先ほど野中議員さんですか、専決処分への議会軽視というようなご意見をちょうだいいたしましたけれども、先ほど2号議案の中でも専決処分についての私の考え方も申し上げましたが、あえて再度そのことについての見解を意見として述べさせていただくことで、賛成討論とさせていただきたいと思えます。

まず、期末手当、勤勉手当であります。先ほど2号議案の一般職員の給与に関する引き下げの点で申し上げましたけれども、大変やはりここで、今年の6月、7月あるいは企業によっては8月に、期末手当、いわゆる夏のボーナスというのが通常であれば出されるわけでありますけれども、なかなかいろんな資料あるいは新聞等で見ますと、思うように拠出をされていないというのが現状であります。これが一般、しゃばの状況であるというふうに、私は地方議員の一人でありますけれども、大変それは厳しく、そして重く受けとめているわけです。

そして、国の人事院あるいは公務員法にあります千葉県の中に人事委員会がございますけれども、その中で、基本的に公務員のあり方、そして公務員の今後、市民に対する、あるいは県民に対する考え方を人事委員会で検討するような形のものが、人事委員会で

検討されているわけですね。地域の民間の給与体系あるいは給与体制等々の調査、研究、そして報告、あるいは勧告、議会へ対して、あるいは議長に対しての勧告をしているわけでありまして、先ほどの反対討論の中でその辺がずさんだというふうに公言をされたことについては、私は地方議員の一人として、あるいは国の認めたということは国民の認めたということになりますし、その中において、千葉県の中に設置をしなければいけないという法律あるいは条例の中にある人事委員会に対して、ずさんだということについては遺憾に思います。これをこういう議会の公の場で、どの程度、ご本人が調査し、研究し、そして今回の提言をされているわけでありまして、私はその辺についてはいかなものかというふうに心から思うものであります。

だからといって、私も含めて、今いただいている給料、そして期末手当の額を下げることは、だれしも喜んでそれに賛同する人は、私は一人もいないというふうに思います。私は市川市の市議会議員でありますけれども、5月末に臨時会をし、この議案を市川市の中で審議を慎重にいたしました。そして、審議をする前に、会派の中あるいは委員会の中で、慎重にする中で、ひそかにつぶやかれているのが、だれしも心から賛成する者はいないという話であります。

ですけれども、社会の状況、そして国民、市民の生活を見る中では、公務員は、あるいは市役所は、市民の役立つところというふうに書かれておまして、そこに働く公務員は、市民あるいは県民あるいは国民の役立つ人でなければいけない。その人たちが、国民の痛みをわからないで、ある一部の確かに団体があるかもわかりませんが、そこだけを見て反対をすること自体、私はいかなものかなというふうに思っているわけでありまして。

そういう観点から今回の賛成討論をさせていただくわけでありまして、期末手当、勤勉手当については、そういうことから、0.2カ月を、皆さん痛みを分かち合うという観点から、特に公務員、そして我々議員は率先して皆さんと同じ痛みを分かち合いながら、給与、そして賞与を下げざるを得ない、こういうことで、皆さん、反対される方へも理解を求めたいということで、あえて賛成討論をさせていただいているわけでありまして。

それから、先ほどの専決処分でありますけれども、確かに1議会の中で8本も9本も専決処分をしないで置かれる議会というのは、正常か、正常でないかというふうに考えたら、当然、正常であるというのは言えないわけでありまして、

この広域連合自体、全国都道府県に設置されているわけでありましてけれども、議員、委員の状況を考えると、今回、開くのをタイムリーにさかのぼって開けたのかどうか。

その辺をよく皆さんも当然考えられているでしょうけれども、私自身も今回の議案の説明会をいただいたときに、じゃ、我々の議会、5月末から6月後半にかけて6月議会が行われましたけれども、その前に行われたのだろうか、あるいは56市町村の議員がそこに皆さんが一堂に会して、先ほども申し上げましたように、民主主義は我々は認めている制度でありますから、その制度を運用していく際に、民主主義のルールに、先ほどの4つの権利を守って、開催をすることができたのだろうかというふうに考えると、議会の当初に、申し合わせ事項でもありますように、いとまがないということで連合長は提案理由の説明でも申し上げられておりましたけれども、いとまがないときにはやむを得ないことだというふうに、私自身は心より思っております。

そういうことで、長くは申し上げませんが、できれば56市町村の議員が同じ考えになって、そしてこの後期高齢者医療制度をより良いものにしていく、それには職員の方々のご協力も必要だということで、ぜひ皆さんと一緒に0.2カ月を分かち合いたしうということをお願いして、少し長くなりましたけれども賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本善徳君） 宮田かつみ議員の討論を終わります。

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岡本善徳君） 起立多数であります。

よって、議案第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岡本善徳君） 日程第11、議案第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第6号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の12ページをごらんください。

本条例は、平成21年度の保険料額を決定する7月1日までに施行する必要がございましたが、財源の裏づけとなる国の補正予算の成立が5月下旬となり、その後は市町村議会の会期と重なってしまったため、広域連合の議会を開催するいとまがなく、専決処分とさせていただきます。

改正内容は、平成21年度の保険料軽減措置について、均等割額が7割軽減される被保険者を一律8.5割に軽減することに関する規定を追加するものであります。

説明は以上でございます。

○議長（岡本善徳君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 議席11番、工藤啓子です。

第6号ですけれども、これは保険料の軽減についてのものなんですけれども、非常に軽減の内容がわかりにくいです。それで、全員協議会の際に資料として配られたんですけれども、12ページのところにありますが、ちょっとこれを参考資料にしながら、確認をしながら質問をしたいと思うんですけれども、21年度に保険料軽減がなされた内容なんです、まず均等割が、通常3万7,400円のところが、これによると、年金収入で80万円以下世帯は9割軽減、これは恒久措置にするということなんですけれども、財源

というのはどこから持ってくるのかなというふうに思います。

それから、同じく均等割で、21年度に限って、年金収入168万円以下世帯は8.5割を継続、これが今回の議案に当たって、財源は国の特例交付金で持つということで、予算が今回提案されている4億1,000万円ということになります。

次に、所得割なんですけれども、年金収入で211万円以下世帯は5割軽減、これは恒久措置ですよということなんです、この財源って一体どこから持ってくるのかなということなんです。

それから、被用者保険の被扶養者の軽減なんですけれども、75歳に達してから2年間は所得割を取りませんということであって、77歳から普通に取るということなんですけれども、21年度に限って均等割が9割軽減なんです、これ、財源は国が特例交付金で賄うということに一応なっているわけです。

それで、質問は3つあります。

1つは、今年度限りの軽減措置というのはどんなものがあるのかあって、恒久措置となっているのはどういうものがあるのかというのを改めてわかるように説明してほしいと。

それから、恒久というのが一体いつまでなのか。制度は5年ごとに見直すというふうに言っているわけです。保険料は2年ごとに算定替える。だから、来年、保険料が変わるわけですね。それが当初の制度設計なんですけれども、この恒久措置というのが、5年ごとなのか、2年ごとの保険料の見直しのときなのか、それとも制度がある限りずっとなのか、そのあたりの期間について、何がしか規則なり条例なり、何かどこかに定めがあるのかどうかということも含めて、2点目の質問です。

それから、3点目が、それぞれの財源ですね。この財源についてわかりやすく説明してください。

1回目の質問は以上です。

○議長（岡本善徳君） 答弁を求めます。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

1点目でございますが、今年度限りの措置と恒久措置はどれかということですが、今年度限りにつきましては、先般の全員協議会でもご説明いたしましたとおり、7割軽減の方を8.5割に引き上げるものが今年度のものでございます。それ以外のものにつきましては、恒久という形になっております。

そしてまた、恒久措置というのは、2年間の今の財政計画の期間中なのか、それとももっと長いのかというようなご趣旨かと思いますが、これにつきましては、広域連合として条例改正をしておるわけでございますので、一応、2年間ということではなくて、それから先も含めて、その条例がある限り続けられるものというふうに考えておるところでございます。

財源でございますが、補正予算で措置されます4億1,000万円につきましては、7割軽減の方を8.5割に今年度引き上げるわけでございますが、その分に係る財源でございます。今年度に交付されます。それ以外の例えば9割に軽減する方のための財源等につきましては、これは先ほど来、20年度の補正でお話が出ていますように、20年度の特例交付金の中で対応するという形になっております。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） まず、今年度限りの軽減措置なんですけれども、8.5割軽減だけですか。被用者保険の被扶養者の均等割も今年度限りかなというふうに思うんですけれども、その辺は私の認識の間違いでしょうか。

それと、今、軽減措置なんですけれども、軽減措置に対する財源って、基本的には法令上は国は持たないですよ。それは確認したいんですけれども、要するにどういうことかという、都道府県と市町村自治体が3対1の割合で、軽減に対して、法定軽減ですよ、法定軽減に対して財源措置をすることに法律上はなっているはずなんです。恒久措置と言われるものがあるんですけれども、だから1年限りのものも含めて、予算ベースでいいですから、21年度、どのぐらいの額になっているか、まずちょっと教えてほしいんですね。今おっしゃった、恒久措置がずっとですよというふうにおっしゃったけれども、財源というのは、これは恒久ではないですねということも含めて、わかるように説明してください。

○議長（岡本善徳君） 答弁求めます。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） まず、最初の点でございますが、若干私の説明に不足があったかもしれませんが、被扶養者であった方を、今年度につきましても、均等割9割軽減措置、それも今年度限りの措置でございます。

それから、予算ベースでの恒久措置の財源ということで、先ほど指摘の7割、5割、

3割というようなお話があったわけですが、それ以外の7割を9割にする、例えばですね、そういうような今回、図にありましたような軽減措置が、それはもう20年度の条例改正によって恒久化されたわけですが、そういう上乘せの特別措置があるわけですが。法令で決まっております7割、5割、3割という軽減措置につきましては、先ほど言われたように、都道府県及び市町村の財源で充てる、交付金で充てるわけですが、それを超えるもの、9割までに引き上げるものとか、それらの特別措置としての軽減措置の財源につきましては、全額国のほうから特例交付金で給付されているというようなものでございます。

それから、では予算ベースで今年度どのぐらいあるのかということですが、その両方を合わせまして、当初予算ベースで約80億円、それから本年度補正予算で計上させていただきました4億円を合わせまして、全体で84億円ほどでございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） これ、すごく大事なところなんですけれども、7割、5割、2割、3割じゃなくて2割なんです、7割、5割、2割の軽減措置は、都道府県と市町村が持つというのは、これは国保もそうだし、そうなんです。恒久措置とされていて、特別加算の減額になっている部分なんですけれども、確かにこの2カ年に対しては交付金がおりにありますよ。だけど、その理由が、何号だったかな、要するに経済対策のためとかというふうな形で出てきているじゃないですか。だから、今の説明だと、何かあたかも上乘せ部分もずっと国が持ってくれるみたいな幻想のような気がするんですけれども、そんなに甘くないなと私は思うんですけれども、そこところがすごい知りたいところなんです。

というのは、結局、制度として、減額、恒久措置ですよと言っても、でも財源は、国からの交付金が切れたら、自分たちで持ってねみたいなお話になってしまう危険性というのがすごくあるわけですよ。だから、そここの部分に対する見通し、それから国からのもし見解か何か具体的なあるのであれば、それを教えてください。

○議長（岡本善徳君） 答弁求めます。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 今年度までは財源措置がされておりまして、来年度以降というお話かと思いますが、特例的な措置の分のものですよね。それにつきまして、これは政

府・与党のプロジェクトチーム等の国に対する要望の中でも、そういうようなものをきちんとこれからも来年度以降も措置しろというような注文もなされておるところでございますし、私ども広域連合側といたしましても、財源手当ては引き続き来年度以降につきましても国の責任においてやってもらおうと。きっちり全部やっていただくということで、要望しておりますし、これからもそういうような国に対する働きかけというものを続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員の質疑を終わります。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、通告順に発言を許します。

工藤啓子議員。

〔11番 工藤啓子君 登壇〕

○11番（工藤啓子君） 議席11番、工藤啓子です。

議案第6号なんですけれども、これは議案自体は、法定減免の7割対象の方の均等割を8.5割に今年度限りするという条例改正なんです。3号、4号のところでも討論したんですけれども、まず軽減内容というのが非常に複雑でわかりにくい。ましてその財源がどうなっているのかということもわかりにくいんですね。はっきりしているのは、もともとは法定軽減の財源というのは、国の負担がなくて、県が3、市町村が1の割合で持つことになっている。今回は、制度そのものへの批判を回避するために、国がその費用を持ちましようとしていることなんです。

だから、例えば恒久措置ですよというふうに言っているわけなんですけれども、財源については、法令上は国の負担はないわけですから、制度のあり方そのものを根本的に変えない限り、いずれ負担は、今のままだと、県や市町村が行わざるを得ないということになります。ご回答では、これからも財源を出してくれるように要望していくとか、そのように期待しているという話でしかないわけで、それはやはり見通しないということを表示している裏返しじゃないですかということなんです。

軽減措置そのものについては反対ではないんですけれども、でも制度の根本矛盾、それから国の一過性の対応ということに対して異議がありますので、この議案に対しては反対します。

終わります。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員の討論を終わります。

以上で通告による討論を終わります。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岡本善徳君） 起立多数であります。

よって、議案第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岡本善徳君） 日程第12、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第7号 千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の14ページをごらんください。

本条例は、議案第6号の軽減措置に係る条例改正に伴い必要となる改正であり、議案第6号と同様、市町村議会の会議と重なったことなどにより、広域連合の議会を開催するいとまがなく、6月25日、専決処分とさせていただきました。

改正内容は、平成21年度の保険料8.5割軽減措置の財源について、当該基金から充てることができるよう、その処分方法に関する規定を加えるものであります。

説明は以上であります。

○議長（岡本善徳君） 質疑の通告がございませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岡本善徳君） 起立多数であります。

よって、議案第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岡本善徳君） 日程第13、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第8号 平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の16ページをごらんください。

本補正予算は、議案第6号の軽減措置に係る条例改正に伴い必要となるものであり、

議案第6号と同様、市町村議会の会期と重なったことなどにより、広域連合の議会を開催するいとまがなく、専決処分とさせていただきました。

内容は、平成21年度の保険料の被保険者均等割8.5割軽減措置に伴い、国から高齢者医療円滑運営臨時特例交付金が交付されることになったため、歳入として円滑運営臨時特例交付金4億1,097万1,000円を受け、歳出として同額基金に積み立てるものです。

説明は以上であります。

○議長（岡本善徳君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 議案第8号についてでありますけれども、概要書にもありますように、経済危機対策、こういうことで、被保険者の均等割を平成20年度同様、7割軽減を8.5割に引き下げるんですね。その財源として、今説明がありましたように、4億1,097万1,000円を臨時特例基金に積み立てるという事案でありますけれども、補正予算書、一般会計の補正予算書ですけれども、見ますと、国庫支出金が4億1,097万1,000円、これが追加補正されている。そして、一方、市町村負担金が同額減額になっております。

ところで、減額分の会計上の処理についてどうするのか、まずこの点をお聞きをいたします。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 減額分の会計上の処理でございますが、特例交付金約4億1,000万円ほどが交付されますので、これを一般会計の歳入として受け入れまして、臨時特例基金条例に基づきまして、基金に積み立てます。次に、特別会計におきまして同額を臨時特例基金から繰り入れまして、保険料負担金にかわる財源として使用いたします。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） とすると、当然やはり市町村の医療費負担がその分減額になると思うんですね。それについての処理ですけれども、それを今、私、お伺いしたわけですが、けれども、いかがですか。

○議長（岡本善徳君） 答弁求めます。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

市町村の負担金が減額ということではなくて、該当される被保険者の方々の保険料が減額になるというものでございます。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） ちょっと理解ができないわけですが、7割軽減、これが8.5割に引き下がったわけですね。当初予算では、その1.5割分については、市町村のいわば保険料、給付金として予算措置されていたと思うんですよ。それが、今申し上げた経済危機対策ということで、20年度同様、その分をいわば国が交付するというものですから、今申し上げた予算書の中でも、いわば市町村支出金が同額減額になっているんじゃないですか。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

これは保険料を広域連合に対して納めていただく経路の問題にも関係するんでございますけれども、保険料につきましては、市町村に徴収していただきまして、市町村の会計を通じて、広域連合のほうに納入していただきます。そのため、広域連合の予算の項目上は、ご指摘のとおり、市町村負担金の減額というふうにはなるわけでございますが、実際の内容といたしましては、被保険者の皆様からいただく保険料の減額ということでございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 萩原弘幸議員の質疑を終わります。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、通告順に発言を許します。

工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 第9号でやりますので、そちらのほうで。

○議長（岡本善徳君） そうですか。通告は第9号だそうです。

通告外に、討論、ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第8号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（岡本善徳君） 起立多数であります。

よって、議案第8号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岡本善徳君） 日程第14、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

[広域連合長 藤代孝七君 登壇]

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第9号 平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の18ページをごらんください。

本補正予算は、議案第6号の軽減措置に係る条例改正に伴い必要となるものであり、議案第6号と同様、市町村議会の会期と重なってしまったため、広域連合の議会を開催するいとまがなく、専決処分とさせていただきました。

本案は、第8号議案と同様、平成21年度の保険料の被保険者の均等割8.5割軽減措置に伴い、高齢者医療円滑運営臨時特例交付金が交付されることになったため、保険料等負担金を4億1,097万1,000円減らし、同額を基金から繰り入れようとするものであります。

説明は以上でございます。

○議長（岡本善徳君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 議席11番、工藤啓子です。

第9号の特別会計補正予算なんですけれども、これは4億1,097万1,000円が国からの交付金で、軽減措置で、財源が今年1年だけということで、後期高齢者の保険料負担金が392億4,009万3,000円というふうになったというのはわかるんですけれども、この保険料負担金が392億4,009万3,000円ということになったことによって、医療費の負担割合というのがどういうふうに変化したのかを示してください。

どういうことかということ、制度設計の当初、公費が5割、これ、国が12分の4、それから県が12分の1、市町村が12分の1で、若年者の支援金が4割で、後期高齢者の保険料が1割で持ちますよということなんですけれども、ただ現実には、何か厚労省が試算すると、公費の負担割合というのが46%で、若年者の支援金が44%で、だから組合健保とかがすごく苦しいという話らしいんですけれども、それはそれとして、結局、今回の軽減によって、その割合ですね、公費割合、国割合、県割合、市町村割合、それから若年者の支援金割合、それから高齢者の保険料割合、それがどういうふうに変化したのかというのを教えてください。

○議長（岡本善徳君） 答弁求めます。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

今回の措置で、それに伴って負担割合の変化がどうなったのかということでございますが、費用の負担割合は、今、議員おっしゃいましたように、公費が5割、後期高齢者支援金が約4割、それから被保険者の保険料が約1割となっておるところでございます。今回の措置によって、この制度上の基本的枠組みには変更はないのではないかと、いうふうに考えております。今回の保険料の軽減措置は、この保険料約1割分の負担のうち、低所得者等の被保険者の方々の負担の軽減を図るというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） もうちょっと詳しく説明してほしいんですけれども、じゃ、細かく聞きますけれども、公費は今回の保険料全体の中の何%で、幾らなのか、それから若

年者支援金は——幾らで何%かと言ったほうがいいですね、幾らで何%か、それから高齢者保険料はここに392億何がしと出ていますけれども、それは全体の何%なのかというふうに、その割合を。今回の軽減措置が84億ですか、軽減合計全体84億というと相当額ですよ、全体が400億の枠ですから。だから当然これは変動しているわけですよ。その変動している状況を教えてくださいというふうに言っているんで、それをお願いします。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 状況の数字というのは、若干ちょっと今ここには持ち合わせておりませんが、先ほど申し上げましたように、今年度の補正分も含めまして84億円の軽減額でございます。そのもととなるものは、今おっしゃられました392プラス84億円が、これが分母になるかと思しますので、その割った比率が軽減になっておるのではないかというふうに考えられます。

それから、全体的には、千葉県後期高齢者医療広域連合の20、21年度の財政計画というものがあるわけですが、これによって保険料も決まっておるわけですが、トータルで約7,300億円ほどの、2カ年分でございますけれども、そのうち国が2,180億円、県が642億円、市町村負担が579億円、支援金が3,144億円、保険料負担で747億円というような内訳になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員。

○11番（工藤啓子君） 全体予算が4,000億円ですよ。制度上の話をすると、そのうちの1割を高齢者の保険料で見るというわけですから、400億円を本来的には見る予定だったけれども、今見ると軽減で392億円になっていると。当初、これ、制度設計上だと8億程度の軽減になっている。ただ、おかしいのは、でも軽減されている全体というのが80億ということになるわけですから、事実上、軽減されていなかったら高齢者の負担というのは1割を超えていたんだということがわかるわけですよ。ただ、今回は国が一生懸命軽減措置をしていますので、その分、全体の制度設計の400億を見るところが392億でおさまっていますよという、そういう話というふうに理解しました。

それで、この軽減に関わってなんですけれども、6月19日に事務局は、国のほうに、この軽減のあり方も含めて要望を上げていますよね。負担のあり方も上げているわけで

すけれども、それに対して国からどういう回答が来たのかということもちょっと教えてください。

質問はそれで終わります。

○議長（岡本善徳君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 今ご質問にありましたように、今年も6月19日付で、埼玉、千葉、東京、神奈川の1都3県の連合長名で、長寿医療制度に対します要望を上げております。その中でも、今後もきちんと財源措置をしてくださいと。今年度のようなものの来年度以降の継続についてもお願いしますというような要望を上げておるところでございます。

それに対して国のほうからの回答といたしましては、制度改正に係る財源については、これまで補正予算等により適切に措置してきたところではありますが、今後の見直しに際しても、準備に要する経費を含め、国、都道府県、市町村の適切な役割分担のもとに、必要な財源の確保に努めてまいりますと、こういうような回答をいただいております。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員の質疑を終わります。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、通告順に発言を許します。

工藤啓子議員。

〔11番 工藤啓子君 登壇〕

○11番（工藤啓子君） 議席11番、工藤啓子です。

議案第9号は、既に先ほど6号で討論したことと関係があるんですけれども、今質疑を皆さん聞いていただいたと思うんですけれども、全体予算のうちで、公費が5割、これは国が12分の4で、そのうち調整交付金というのが12分の1含んでいるんですね。県が12分の1で、市町村が12分の1の割合で、若年者の支援金が4割で、高齢者の保険料の割合が1割ということになっているんですけれども、21年度については、この議案で補正がかけられているように、国は、その制度維持に向けて、軽減措置を国の交付金で行ったということで、事実上、高齢者の保険料割合というのは1割をわずかに下回っている状態になっていて、その分、多分、公費負担分の国の割合がちょっとだけ増えてい

るというふうに思うんですね。

こういう負担割合というのが、これは低所得者層の方たちにとってだけで、ほかの方たちは厳しいものがあるんですけども、今のところ、實際上、低所得者の方は、老人医療制度のときよりも実は負担が少なくなっているんですね、事実上は。だから、現実に市町村の窓口で結構苦情とか相談というのは、去年一時ぐっと上がったんですけども、今、激減しています。

ただ、これは、思い出してほしいというか、今現在進行形なんですけれども、介護保険制度が導入したときも、やっぱり軽減措置だとか激変緩和だとかされていて、でも實際上、制度が始まると、今度はその制度維持のためにどんどん持ち出しの負担が増えていきましたよね。今、何が起きているか。入り口のところで狭めているわけじゃないですか、ちょっとそれ問題になっていますけれども。だから、同じことが、後期高齢者の医療制度、これは包括診療報酬ですか、あれがもう出てきていますから明らかなんですけれども、そういう形になってくる。そういう問題点が本当に含まれているというところで、これは軽減自体はいいんですけれども、やはり賛成できないなということです。

それと、国に要望を上げたことに対して、答弁というか、どういう答えが返ってきましたかというふうなことに対してお答えされたんですけども、私はあの回答を実はちょっと手に入れまして、見たら、けんもほろろの対応ですよ。例えば軽減措置に対する世帯区分の単位を見直してほしいと事務局は上げているわけですよ。ところが、そんなことはできませんよと。負担が増えるからできませんよという形になっていたりとか、本当に調整交付金なんかも、12分の4をまずちゃんと国が見て、それプラス市町村の財政状況に応じて調整交付金をかけてくださいとお願いしているんですけども、それも全くけんもほろろの対応で、だからそういうような状態なんです、国は。

ですので、この議案に対しては、やはり今の状況だと本当に対症療法でしかないということで、反対をいたします。

以上です。

○議長（岡本善徳君） 工藤啓子議員の討論を終わります。

以上で通告による討論は終わります。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第9号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（岡本善徳君） 起立多数であります。

よって、議案第9号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岡本善徳君） 日程第15、議案第10号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

[広域連合長 藤代孝七君 登壇]

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第10号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の20ページをごらんください。

本案は、広域連合の一般職職員の勤務時間について、県に準じて、1週間当たり40時間を38時間45分にするなどの改正であります。施行は9月1日です。

説明は以上でございます。

○議長（岡本善徳君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

小林恵美子議員。

○19番（小林恵美子君） 11号です、私は。

○議長（岡本善徳君） 11号ですか、じゃ、10号はありませんね。

○19番（小林恵美子君） 10号はないです。

○議長（岡本善徳君） 失礼いたしました。10号は質疑なしということでございますので、小林恵美子議員の質疑はございません。

これをもって質疑は終わりにいたします。

これより討論に入りますが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第10号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岡本善徳君） 起立全員であります。

よって、議案第10号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岡本善徳君） 日程第16、議案第11号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 議案第11号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の22ページをごらんください。

本案は、議案第10号の広域連合の一般職職員の勤務時間を1日当たり7時間45分に変更したことに伴い、短時間勤務職員の時間外勤務手当について、県に準じて改正するものであります。施行は9月1日です。

説明は以上でございます。

○議長（岡本善徳君） 小林恵美子議員の質疑の件でございますが、発言通告書によりますと、議案第4号という形で書かれていることと、さらに勤務時間等に関する条例についてということで、勤務時間については議案第10号ということで認識しております。

議案第11号につきましては、給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということでございますので、10号のときにやらないというご意思をいただきましたので、11号は内容がちょっと違っていただきますので取り扱いができないと議長は判断しておりますが、ご了解いただけますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） わかりました。

以上により、質疑なしとします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これより、議案第11号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（岡本善徳君） 起立全員であります。

よって、議案第11号 千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（岡本善徳君） これにて平成21年……

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） 宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） 議事の進行上のことで、2点、議長のほうにお尋ねをしたいと思います。

まず1点は、質疑時間という形で各議案に対しての質疑時間がありますが、全部とは言いませんけれども、質問が結構あるんですね。議案の説明会があってから今日までの間に調査日というのが結構あるわけですけれども、そういう時間に質問等については事務局に確認をすとか、あるいは関係官庁に確認をすとかしていただいて、質疑をきちっとまとめていただいた質疑にさせていただければ、先ほど私が、私自身は大変すばらしい討論だと思っているんですが、もっと短くというのは、多分時間が押し迫っているからそういうふうに言われているんだと思いますが、質疑をきちっとした質疑にされれば、時間ももっと短縮できると思うんです。その辺は議長にひとつ今後運営方をよろしくお願いしたい。

それから、もう1点は、先ほど野中議員の千葉県の委員会について、私は委員会に対しての侮辱だと思うんですけれども、その辺を取り消されるおつもりがあるのか、ないのか。もしないようでしたら、私は懲罰動議を出したいと思っているんです。議長からその辺をご確認いただきたい。

これが会期が2日も3日もあれば、会期中で、今日じゃなくてもできるんですが、この延長した会議の中で、次回はいつになるのか、今のところ未定ですね。ですから、今日の段階で、大変遅くなって恐縮ですけれども、その辺、議長のお取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（岡本善徳君） ただいまの議事進行についてお答えいたします。

まず、質疑に関する当局とのやりとりでございますけれども、議長といたしましても、ヒアリングといいましょうか、事前の聞く内容と答える内容についての確認がなされていないというふうに感じましたので、この辺は、質疑される方は、発言通告書の提出とともに、よくよく質疑の確認をして、簡明なる質疑と答弁ができるように、これはお願いしたいなというふうに考えております。

2点目の内容につきましては、侮辱という内容でございますが、できましたら発言の訂正をお願いしたいと議長のほうとしては考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、発言の訂正をお願いいたします。

内容について確認をさせていただきますので、ちょっとお待ちいただけますか。

じゃ、もう一度、その部分、宮田議員のほうからお願いします。

○3番（宮田かつみ君） 先ほどの野中議員の発言の中で、千葉県の人事委員会の調査あるいは調査した数字がずさんだという形での発言を私自身は確認しております。ですけれども、それが正しいものなのかどうか、あるいは千葉県の委員会の数字が本当にずさんなのかどうか、これを議長において調査をお願いしたいと、こう申し上げているわけです。その前にご本人が、いや、それはそうじゃなかった、自分の表現が違っていたというのでしたら、訂正をお願いしたいと、こういう趣旨です。

○議長（岡本善徳君） これにつきましては、確認をさせていただき、内容につきましてご本人と調整をして、再度ご報告するというところで、若干お時間をいただきたいと思いますが、ご了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡本善徳君） ありがとうございます。

では、先ほどの部分、内容その他確認をさせていただきますので、その後のご報告とさせていただきます。

これにて平成21年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、まことにありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時27分



議 長 岡 本 善 徳

副 議 長 小 川 勇

署 名 議 員 宮 原 秀 行

署 名 議 員 板 橋 甫



## 議案等議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第 1号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	平成21年8月4日	原案同意
議案第 2号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	平成21年8月4日	原案承認
議案第 3号	専決処分の承認を求めることについて (平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第3号))	平成21年8月4日	原案承認
議案第 4号	専決処分の承認を求めることについて (平成20年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第3号))	平成21年8月4日	原案承認
議案第 5号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	平成21年8月4日	原案承認
議案第 6号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)	平成21年8月4日	原案承認
議案第 7号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例)	平成21年8月4日	原案承認
議案第 8号	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号))	平成21年8月4日	原案承認

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第 9号	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度千葉県後期高齢者医療広域連 合特別会計補正予算(第1号))	平成21年8月4日	原案承認
議案第10号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時 間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	平成21年8月4日	原案可決
議案第11号	千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	平成21年8月4日	原案可決

